

日進市告示

平20.12.24第247号

## 1. 計画書

名古屋都市計画地区計画の決定（日進市決定）

都市計画日進笠寺山地区計画を次のように決定する。

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 名 称              | 日進笠寺山地区計画   |  |
| 位 置              | 日進市折戸町笠寺山の一部  |  |
| 面 積              | 約2.1ha  |  |
| 地区計画の目標          | <p>本地区は、日進市の南部に位置しており、宅地開発の施行により都市基盤整備が行われる地区である。</p> <p>本計画は、住宅地として周辺の街並みと調和した低層住宅の良好な住環境を形成し、維持・保全を図ることを目標とする。</p>  |  |
| 区域の整備・開発および保全の方針 | <p>土地利用の方針</p> <p>本地区を次のように区分し、各地区の土地利用方針を定める。</p> <p>&lt;A地区&gt;</p> <p>良好な住環境の形成と維持・保全を図るため、戸建て住宅を中心とする閑静な低層住宅地区とする。</p> <p>&lt;B地区&gt;</p> <p>地域に必要な施設を設ける地区とする。</p> | <p>建築物等の整備方針</p> <p>各地区の土地利用の方針に従って、良好な住環境を保つよう建築物の整備・誘導を図る。</p> <p>&lt;A地区&gt;</p> <p>戸建て低層住宅を中心とし、良好な住環境の形成と維持・保全を図る。</p> <p>&lt;B地区&gt;</p> <p>管理組合事務所や地域し尿処理施設といった地域に必要な施設を整備する。</p> |

| 地区整備計画に関する事項    | 建築物等に建築する事項              | 地区の区分 | 地区の名称  | A地区  | B地区   |
|-----------------|--------------------------|-------|--------|--|---|
|                 |                          | 地区の面積 | 約2.1ha | 約0.04ha  |   |
|                 | 建築物等の用途の制限               |       |        | <p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 戸建専用住宅又は長屋住宅で戸数二戸以下のもの</p> <p>2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）</p>  | <p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 集会所、管理組合事務所又は地域し尿処理施設</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）</p> |
| 建築物等に対する割合の最高限度 | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 |       |        | 10分の10   |   |
|                 | 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 |       |        | 10分の6  |   |
|                 | 建築物の敷地面積の最低限度            |       |        | 180平方メートル  |   |
|                 | 壁面の位置の制限                 |       |        | <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（地階が設けられている部分の地階部分を除く。以下「外壁等」という。）から隣地境界線及び道路境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分</p> <p>2 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以内の建築物又は建築物の部分</p> <p>3 建築物の附属部分等で出窓（床面積に算入されるものを除く。）、ベランダその他これらに類するもの</p> |   |

|  |                |  |
|--|----------------|--|
|  | 建築物の高さの最高限度    | 建築物の高さの最高限度は10メートルとする。   |
|  | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 建築物の屋根及び外壁等は周辺の環境に調和して落ち着いた色調とする。  |
|  | かき又はさくの構造の制限   | <p>敷地内にかき又はさくを設置する場合は、次の各号のいずれかによるものとする。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が1.5メートル以下のもの</p> <p>ただし、袖の長さが左右それぞれ2メートルまでの門及び門に附属する塀にあっては1.8メートル以下とすることができる。</p> |

「区域・地区の区分は計画図表示のとおり」